

## 一問一答 刑事訴訟法（下巻） 改訂五版

■pp. 72-77 捜索・差押えに伴う処分 問題・解説番号（第2刷・第3刷のみ）

72 ページから 77 ページまでの問題・解説番号を、以下のとおり 1 ずつ繰り上げます。

誤：[7]～[19]

正：[6]～[18]

■p. 154 鑑定受託者等（4）問題・解説

問題を以下のとおり全て差し替え

鑑定受託者は、自然人であることを要するから、覚醒剤事案で警視庁科学捜査研究所に鑑定を依頼するに当たって、研究所宛てで鑑定嘱託書を作成してはならない。

解説を以下のとおり全て差し替え

- 鑑定受託者は、自然人でなければならないから、官公署や法人に鑑定を嘱託することはできない。もっとも、法令に基づく鑑定を主要な責務とする科学警察研究所や科捜研等の行政機関、その他公私の機関に対しては、適当な鑑定受託者の選定とその者が行う鑑定の承認とを含めた鑑定嘱託を、当該各機関の長宛てに行うことができる。